

福岡県建築物耐震評価業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人福岡県建築住宅センター(以下「住宅センター」という。)及び公益財団法人福岡県建設技術情報センター(以下「建技センター」という。)が、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(以下「耐震改修促進法」という。)第17条に基づく計画の認定に係る耐震評価機関として行う福岡県内の建築物の耐震診断及び耐震改修計画等の評価に関する業務(以下「評価業務」という。)について、必要な事項を定める。

第2章 評価

(基本方針)

第2条 評価業務は、耐震改修促進法、関連する法令及び基準等によるほか、当業務規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価事項)

第3条 評価業務は、次の事項に関して行う。

- 一 耐震診断に関する事項
- 二 耐震改修計画に関する事項
- 三 その他建築物の耐震に関する事項

(評価)

第4条 前条各号の評価は、住宅センター理事長(以下「理事長」という。)が行う。

- 2 前項の評価は、次条に掲げる評価委員会の議に付し行うものとする。
- 3 評価の要件は、第2条に掲げる基本方針に準じて別に定める。

第3章 評価委員会

(設置)

第5条 耐震診断及び耐震改修計画に関する専門的な見地から評価を行うため、福岡県建築物耐震評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

2 評価委員会には、第1小委員会及び第2小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(構成)

第6条 評価委員会は、理事長が別に選任した委員(以下「評価委員」という。)をもって構成する。

- 2 評価委員会には委員長1名、副委員長2名を置く。なお、評価委員会の委員長、副委員長は、小委員会の委員長、副委員長を兼任する。
- 3 委員長は、評価委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、評価委員の中から委員長が選任する。

(評価委員会)

第7条 評価委員会、小委員会の開催及び評価委員の招集は委員長が行う。

- 2 委員長は、評価委員会、小委員会の議長となり議事を整理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、その職務を代行することができる。
- 4 評価委員会及び小委員会の開催にあたっては、各委員会評価委員(委員長及び副委員長を含む)の過半数以上の出席を必要とする。
- 5 評価委員会の開催は、原則として月1回とする。

(事務局)

第8条 評価委員会の事務局を住宅センター及び建技センターに置く。

2 事務局事務の合理化のため、代表事務局を住宅センターとする。

(専門委員会)

第9条 評価業務を円滑に進めるため、評価委員会に詳細の審議を行う専門委員会を設置する。

2 専門委員会は、評価委員若しくは理事長が別に選任した委員(以下、「専門委員」という。)の中から、第12条の評価申請を受け付けた事務局(以下「当該事務局」という。)が指名する主査、副査各々1名をもって構成する。

3 専門委員会の開催は、当該事務局が評価申請物件ごとに行う。

4 主査は、評価に必要な事項として別に定める項目について、評価委員会に報告するものとする。

(任期)

第10条 評価委員及び専門委員の任期は、隔年度末までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営協議会)

第11条 評価委員会の業務、運営等に関する事項について合理的かつ速やかに協議するため、評価委員会に運営協議会を設置する。

2 運営協議会は、理事長が別に指名する評価委員、専門委員及び事務局職員をもって構成する。

3 運営協議会に会長1名を置き、会長は構成員の互選により選出する。

4 運営協議会の開催は、必要に応じて代表事務局が行う。

5 運営協議会が必要と認めた場合は、特別専門委員会を設置することができる。

6 特別専門委員会の設置に関しては、第9条第2項及び同条第3項の規定を準用する。なお、当該事務局は、運営協議会で承認された委員を特別専門委員会の副査として追加指名することができる。

7 運営協議会での協議及び特別専門委員会での審議結果については、評価委員会に報告する。

第4章 評価の申請

(評価の申請)

第12条 評価を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる図書を表1の申請者区分に従い、当該事務局を経由し理事長に申請しなければならない。

一 評価申請書(様式1)

二 耐震診断又は耐震改修計画に関する報告書(以下、「報告書」という。)

2 報告書の部数は、申請時に2部、専門委員会及び評価委員会時は出席人数に応じた部数とする。

3 申請者は、第7条及び第9条に定める各委員会での審査の過程において、報告書の内容に指摘があった場合に限り、報告書を補正又は追加することができる。

4 当該事務局は、第1項の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請を受け付けるものとする。

一 申請書に記載すべき事項に不備があると認められるとき

二 別に定める評価の対象としない建築物に該当すると認められるとき

三 耐震診断等の内容に重大な不備があると認められるとき

5 申請者は、評価申請後に第1項の申請書の記載事項に変更が生じた場合は、記載事項変更届(様式2)を当該事務局に提出するものとする。

(評価書の交付)

第13条 評価委員会は、申請された耐震診断又は耐震改修計画について第4条第3項の規定に照らして審査し、その判定結果を理事長に報告する。

2 理事長は前項の報告を受け、第4条第1項に基づく評価を行い、申請者に対して評価書(様式3)

の交付を行う。

(評価後の変更)

第14条 評価を受けた者は、評価書発行後に、評価事項に変更が生じた場合は、評価事項変更届(様式4)に変更内容を説明する資料を添えて当該事務局に提出するものとする。ただし、再評価を申請する場合はこの限りではない。

2 再評価の申請にあたっては、第12条及び第13条の規定を適用する。

3 再評価に係る専門委員会の構成は、当初の専門委員会の構成を優先することができる。

第5章 評価手数料

(評価手数料)

第15条 評価及び再評価に必要な手数料(以下「評価手数料」という。)は、次の費用に充てるものとして別に定める。

- 一 評価業務に要する経費
- 二 評価委員会の開催に要する経費
- 三 前各号に付帯する経費その他

2 評価手数料の納入方法は、原則として当該事務局が指定する金融機関への口座振込みとする。

3 前項により発生する振込み手数料は、申請者の負担とする。

(評価手数料の返還)

第16条 評価手数料は返還しない。ただし、第9条に規定する専門委員会開始前に申請を取り下げた場合には、納入した評価手数料の半額を返還する。

第6章 その他

(秘密保持義務)

第17条 評価委員及び専門委員並びに事務局職員は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(評価図書の保管)

第18条 評価を受けた図書(以下「評価図書」という。)は、当該事務局が適正に保管する。

2 前項の保管は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、ファイル又は磁気ディスク等の保存に代えることができる。

3 第1項の保管の保存期間は5年とする。

(その他必要事項)

第19条 この業務規程に定めるもののほか、評価業務に必要な事項は、理事長が別に定める。

表1(第12条第1項関係)

評価申請の申請者・受付窓口区分

申請者	受付窓口
地方公共団体等の施設(下記を除く)	(一財)福岡県建築住宅センター 福岡市中央区天神1-1-1
地方公共団体等(福岡市以外の市町村)の施設	(公財)福岡県建設技術情報センター 糟屋郡篠栗町大字田中315-1
福岡県内の民間施設	(一財)福岡県建築住宅センター 福岡市中央区天神1-1-1

附 則

この規程は、平成15年5月9日から施行する。

改正後の規程は、平成17年5月16日から施行する。

改正後の規程は、平成18年4月 2日から施行する。

改正後の規程は、平成19年4月 2日から施行する。

改正後の規程は、平成20年7月15日から施行する。

改正後の規程は、平成21年3月 2日から施行する。

改正後の規程は、平成21年5月12日から施行する。

改正後の規程は、平成21年6月17日から施行する。

改正後の規程は、平成22年1月7日から施行する。

改正後の規程は、平成22年4月23日から施行する。

改正後の規程は、平成23年4月27日から施行する。

改正後の規程は、平成24年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成25年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成26年5月1日から施行する。

福岡県建築物耐震評価委員会の構成

別表1(第6条関係)

評 価 委 員(五十音順)

委員長	崎野 健治	九州大学 名誉教授
副委員長	江崎 文也	福岡大学 元教授
副委員長	木村 潤一	福岡大学 名誉教授
	小野 聡子	近畿大学産業理工学部建築・デザイン学科 教授
	許斐 信三	(株)フロンティアSDP 代表取締役
	堺 純一	福岡大学工学部建築学科 教授
	原 英基	(有)ストリームデザイン 代表取締役
	吉岡 智和	九州大学大学院芸術工学研究院 准教授